

一般社団法人遊技産業健全化推進機構 各種ガイドライン遵守状況の確認 実施要綱

(目的)

第1条 遊技産業の健全な発展に寄与することを目的として、この要綱に一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構という。」）の定款第4条第2号に定めた各種ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）遵守状況の確認に関する事業（以下「ガイドライン遵守確認」という。）について、その実施方法その他の必要な事項を定める。

(ガイドラインの種類)

第2条 第1条に定めるガイドラインとは、広告宣伝ガイドライン、パチンコ・パチスロ店営業における貯玉・再プレーシステムに関するガイドライン、パチンコ・パチスロ店営業における賞品の提供方法に関するガイドライン等、パチンコ・パチスロ産業21世紀会による遊技産業健全化のためのガイドラインとする。

(ガイドライン遵守確認の対象)

第3条 ガイドライン遵守確認の対象店舗は、機構の定款第4条(1)アに規定する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出しているぱちんこ許可営業所とする。

(機構事務局)

第4条 機構事務局はガイドライン遵守確認の実施、誓約書を提出している営業所の情報の開示及び行政機関、パチンコ・パチスロ産業21世紀会等への情報提供に関する事務を行う。

2 ガイドライン遵守確認を行う要員は、「立入検査実施要綱」第5条第2項の検査要員をもって充てる。

3 特に必要があると認める場合には、機構の役員及び職員以外の者を臨時の検査要員に任命することができるものとする。

(ガイドライン遵守確認の方法)

第5条 ガイドライン遵守確認は、ガイドライン遵守確認を行う営業所の営業時間の内外を問わず、随時かつ無通知で、必要により撮影機器等を使用して実施する。

2 ガイドライン遵守確認は、原則として複数の検査要員をもって実施する。

3 ガイドライン遵守確認は、それを行う営業所の営業者又は管理者、その他の従業員（以下「管理者等」という。）の立会いの下で行う。

4 ガイドライン遵守確認において、検査要員は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 検査要員の身分を示す「身分証明書」（「立入検査実施要綱」の別図1）を携行するとともに機構検査要員「統一ユニフォーム」（「立入検査実施要綱」の別図2）を着用すること。

(2) ガイドライン遵守確認を行う営業所の管理者等から、前号の身分証明書の提示を求められた場合には、それを提示すること。

(3) ガイドライン遵守確認を行う営業所の管理者等に対し、当該営業所から機構に提出された誓約書の写しを提示して、ガイドライン遵守確認についての説明を行うこと。

(4) ガイドライン遵守確認を行う営業所が営業中の場合には、遊技中のお客様が不利益を被ることのないよう十分な配慮を行うこと。

(5) ガイドライン遵守確認を行う場合には、別記様式第301号の「機構 ガイドライン遵守確認チェック表」(以下「チェック表」という。)を用いて、写真撮影等必要な方法により実施すること。

(6) ガイドライン遵守確認終了後、当該営業所の管理者等に対し、別記様式第302号の「ガイドライン遵守確認 終了確認書」を手交するとともに、チェック表の受取署名欄に当該営業所の管理者等のサインを求めること。

(7) パチンコ・パチスロ産業21世紀会等の関係団体より、ガイドライン違反として複数回の是正勧告が行われ、且つ機構が報告を受けた店舗については、ガイドライン遵守確認の際、勧告内容についての事実確認及び対応についての確認を実施すること。

(ガイドライン遵守確認の結果の取扱い)

第6条 検査要員は、別記様式第301号に必要事項を記載したものをもって、ガイドライン遵守確認の結果を検査部に報告するものとする。

2 検査要員は、ガイドライン遵守確認を行う営業所がガイドライン遵守確認を拒否した場合は、その旨を検査部に速やかに報告するものとする。

3 検査部は、必要に応じて、ガイドライン遵守確認により把握した結果を、行政機関及びパチンコ・パチスロ産業21世紀会等の関係団体に提供する。

(秘密の保持)

第7条 検査要員その他ガイドライン遵守確認に従事するすべての関係者は、ガイドライン遵守確認に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 その他、この要綱に定めのない事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は2026年4月1日から施行する。